

廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間取りまとめ（抜粋）

平成14年3月22日
中央環境審議会
廃棄物・リサイクル部会

3 制度見直しの主な論点

< 中間取りまとめ 6 ページ >

(1) 廃棄物の定義

見直しの方向性

エ その他

気体状のものについては、それ自体には管理可能性がないこと等から、新たに廃棄物として取り扱うこととするのは困難である。

また、土砂については、本来の目的である土地造成に利用されずに処分される場合や、汚染された土壌が処分のために除去された場合は、廃棄物として取り扱うべきである。

なお、廃棄物の定義の見直しに当たっては、循環型社会形成推進基本法や容器包装リサイクル法等の個別リサイクル法等、廃棄物処理法上の廃棄物を前提として対象物が構成されている法律との制度上の整理も併せて行うべきである。

< 中間取りまとめ 17 ページ >

(5) その他

廃棄物処理に関する論点のうち、廃棄物処理施設の設置に係る住民同意、産業廃棄物の流入規制、産業廃棄物に係る事務区分のあり方の問題や、不法投棄防止対策及び原状回復促進策については、それらに関する実態も踏まえつつ当部会において必要な検討を行うこととする。